

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準

(平成二十五年三月二十七日)

(消防庁告示第二号)

改正 平成二六年 四月一四日消防庁告示第二〇号

同 二六年一〇月一六日同 第二六号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成十三年消防庁告示第三十六号)の全部を改正する告示を次のとおり定める。

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第四項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放水用設備 屋内消火栓設備の屋内消火栓(スプリンクラー設備にあっては、スプリンクラー設備の補助散水栓)、消防用ホース、消防用ホース収納部及びノズルから構成される設備(放水用設備を天井に設置する場合にあっては、降下装置を含む。)であって、次に掲げるものをいう。

- (一) 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第十一条第三項第一号の規定に適合するものであって、(二)以外のもの
- (二) 令第十一条第三項第一号及び規則第十二条第一項第七号へただし書の規定に適合するもの
- (三) 令第十一条第三項第二号イの規定に適合するもの
- (四) 令第十一条第三項第二号口の規定に適合するもの
- (五) 規則第十三条の六第四項の規定に適合するもの

二 消火栓弁 次の(一)から(三)までに掲げるものをいう。

- (一) 屋内消火栓設備の屋内消火栓 屋内消火栓設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路
- (二) スプリンクラー設備の補助散水栓 スプリンクラー設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路
- (三) 連結送水管の放水口 連結送水管のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

三 使用圧力範囲 消火栓弁の機能に支障を生じない一次側(本体への流入側をいう。)の圧力の範囲をいう。

四 減圧装置 消火栓弁の放水圧力を減じる装置をいう。

五 消防用ホース収納部 消防用ホースを収納する部分をいう。

六 ノズル 消防用ホースの先端に結合し、放水する器具をいう。

七 降下装置 消防用ホースを降下させるための装置をいう。

第三 放水用設備の構造及び機能

放水用設備の構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 一 放水用設備は、耐久性を有し、かつ、ほこり、湿気等によって機能に異常を生じない構造であること。
- 二 次に掲げるものは、消防用ホースの操作を行うときに損傷を生じない位置に設けること。
 - (一) 加圧送水装置の起動装置(放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合に限る。)
 - (二) 加圧送水装置の始動を示す表示灯
 - (三) 放水用設備の位置を示す表示灯
- 三 第二第一号(二)から(五)までに掲げる放水用設備(以下「簡易操作型放水用設備」という。)は、次によること。
 - (一) 消防用ホースの延長及び収納の操作並びに保守点検を容易に行うことができるものであること。
 - (二) 簡易操作型放水用設備の前面において壁面に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合又は簡易操作型放水用設備の直下の床面において天井に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合に、いずれの方向にも引き出せること。
 - (三) 消防用ホースの延長、放水及び収納の操作(降下装置の操作を含む。)を十五回行った場合に、一人で当該延長、放水及び収納の操作を行うことができ、かつ、機能に異常を生じないこと。
 - (四) ノズル開放時の放水反力は、二百ニュートン以下であること。

四 簡易操作型放水用設備の消防用ホース収納部にあっては、次によること。

- (一) 消防用ホースを円筒形状の消防用ホース収納部(以下「ホースリール」という。)に巻き取って収納するもの 両側に軸受を有するホースリールにあってはその中央に、片側に軸受を有するホースリールにあっては軸受の反対側の端に、当該ホースリールの質量に収納される消防用ホース及び当該消防用ホースに充水された水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。
- (二) (一)以外のもの 両側に支持金具又は軸受を有するものにあっては消防用ホース収納部の中央に、片側に支持金具又は軸受を有するものにあっては軸受の反対側の消防用ホース収納部の端に、当該消防用ホース収納部の質量に消防用ホース及び収納状態において消防用ホースに充水することのできるものにあってはその水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。
- (三) 消防用ホースに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加え、JIS(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) A 五七〇五に適合する滑らかなビニール又は同等の滑らかなビニール床タイル若しくはシートの床面上を毎時五キロメートルの速度で、収納されている消防用ホースの全体を延長する操作を行った場合に、消防用ホースを延長するために要する力は、いずれの方向及び延長位置においても、次の表の上欄に掲げる簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以下であること。

簡易操作型放水用設備の種類	消防用ホースの延長操作に要する力
第二第一号(二)に掲げる放水用設備	二百ニュートン
第二第一号(三)から(五)までに掲げる放水用設備	百ニュートン

(四) しゅう動部又は回転部を有するものにあっては、当該部分を耐食性材料で造り、かつ、しゅう動又は回転によって機能に異常を生じない構造であること。

五 第二第一号(二)から(四)までに掲げる放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合にあっては、次によること。

(一) 加圧送水装置の起動装置の充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。

(二) 加圧送水装置の起動装置の配線は、十分な電流容量を有し、接続が的確であること。

(三) 加圧送水装置の起動装置には、防水措置を講ずること。

六 簡易操作型放水用設備を天井に設置する場合にあっては、次によること。

(一) 降下装置は、床面からの高さが一・ハメートル以下の位置に設けるとともに、操作しやすい構造とし、簡易操作型放水用設備の機能に障害を与えないものであること。

(二) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースを床面からの高さが一・五メートル以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。

(三) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下するものであること。

第四 消火栓弁の構造及び機能

消火栓弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消火用ホースに結合する部分は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具(以下「消防用ホース用結合金具」という。)とし、その構造は、差込式のものにあっては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。)第七条に規定する差込式差し口に、ねじ式のものにあっては同令第九条に規定するねじ式差し口に適合するものであること。

二 配管との接続部は、配管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼称以上であること。

三 減圧装置を内蔵するものにあっては、次によること。

(一) 減圧装置は、使用圧力範囲内において有効に放水圧力を減じることができる性能を有すること。

(二) 減圧装置は、目づまりしない構造であること。

(三) 減圧装置は、最高使用圧力(使用圧力範囲の最大値をいう。以下同じ。)に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により性能に支障を生じない構造であること。

(四) 減圧装置の一次側に消火栓弁の最高使用圧力の一・五倍(連結送水管の放水口にあっては、三メガパスカル)の水圧力を、二次側に減圧装置の設定圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

四 開閉弁は、次によること。

(一) 次の表の上欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる操作力以下で、手動により全開することができ、かつ、全閉することができるものであること。ただし、自動式の開閉弁(以下「自動式開閉弁」という。)にあっては、この限りでない。

呼称	操作力(ニュートン)
二十五	百五十
三十	
四十	二百
五十	
六十五	二百五十

(二) 自動式開閉弁にあっては、次に適合するものであること。

イ 消防用ホースを用いて放水しようとするときに自動的に全開するものであること。

ロ 手動により開閉できる構造であること。

第五 消火栓弁の材質

消火栓弁の材質は、次に定めるところによる。

一 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) JIS H 五一二〇、G 五五〇一又はG 五一二一

(二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

(三) (一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの

二 さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、有効な防錆処理を施したものであること。

三 開閉弁のパッキンの材料は、JIS K 六三五三Ⅲ類又はこれと同等以上の強度及び耐老化性を有するものであること。

第六 消火栓弁の漏水試験

消火栓弁の漏水試験は、次に定めるところによる。

一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力以下(連結送水管の放水口にあっては、二メガパスカル以下)の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力以下(連結送水管の放水口にあっては、二メガパスカル以下)の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

第七 消火栓弁の耐圧試験

消火栓弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。

一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力の一・五倍(連結送水管の放水口にあっては、三メガパスカル)の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。

二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力の一・五倍(連結送水管の放水口にあっては、三メガパスカル)の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じないものであること。

第八 消火栓弁の曲げ試験

消火栓弁は、固定された受け口とかん合した状態において、最高使用圧力(連結送水管の放水口にあっては、二メガパスカル)の水圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

曲げモーメント(ニュートンミリメートル) = $300N \times 1.5 \times (\text{呼称} \times 15) \text{mm}$

第九 消火栓弁の開閉試験

開閉弁は、最高使用圧力の水圧力を加えた全閉状態から全開し、再び全閉する操作を百回行った場合に、機能に異常を生じないものでなければならない。

第十 消火栓弁の等価管長

消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。

形状	呼称	等価管長(メートル)
アングル弁	二十五	六・〇

		三十	七・〇
		四十	八・〇
		五十	十・〇
		六十五	十五・〇
玉型弁	百八十度型	二十五	九・〇
		三十	十二・〇
		四十	十六・〇
		五十	十八・〇
		六十五	二十四・〇
	九十度型	二十五	十二・〇
		三十	十五・〇
		四十	十九・〇
		五十	二十一・〇
		六十五	二十七・〇
ボール弁		二十五	四・〇
		三十	六・〇

第十一 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能

消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 一 消防用ホースは、最高使用圧力で使用した場合に、機能に異常を生じない構造であること。
- 二 消防用ホース用結合金具は、その使用圧が消防用ホースの使用圧以上のものであること。
- 三 消防用ホースに消防用ホース用結合金具が装着された部分(以下「消防用ホースと結合金具の装着部」という。)は、次に掲げる試験に適合するものでなければならない。
 - (一) 強度試験 消防用ホースと結合金具の装着部を一・八キロニュートンで引張った場合に、ずれ、亀裂、著しい変形等が生じないこと。
 - (二) 耐圧試験 (一)の試験を行った後に、平ホースを用いるものにあっては消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)第十二条の規定の例により、保形ホースを用いるものにあっては同令第二十四条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形、漏水等が生じず、濡れホースを用いるものにあっては同令第四十二条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形等が生じないこと。

第十二 ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホース用結合金具とし、差込式のものにあっては結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口に、ねじ式のものにあっては同令第十条に規定するねじ式受け口に適合するものであること。
- 二 最高使用圧力に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により機能に異常を生じない構造であること。
- 三 簡易操作型放水用設備に用いるノズルは、前二号に定めるところによるほか、次によること。
 - (一) 握手部分を設けること。
 - (二) 次のイ又はロに掲げる方法により放水ができること。ただし、第二第一号(二)に掲げる放水用設備にあっては、ロによること。
 - イ 棒状の放水

□ 棒状の放水及び噴霧状の放水の切替え

(三) 簡易操作型放水用設備に用いるノズルの性能は、次の表の簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる基準を満たすものであること。

簡易操作型放水用設備の種類	ノズル先端の圧力	棒状の放水		噴霧状の放水	
		放水量	ノズル先端の高さ一メートル、仰角五度における射程	放水量	噴霧角三十度、ノズル先端の高さ一メートル、仰角五度における射程
第二第一号(二)に掲げる放水用設備	○・一七メガパスカル以上	百三十リットル毎分以上	七メートル以上	百三十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百三十パーセントを超えないこと	棒状放水時の五十パーセントを超えること
第二第一号(三)及び(五)に掲げる放水用設備	○・二五メガパスカル以上	六十リットル毎分以上	十メートル以上	六十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百三十パーセントを超えないこと	
第二第一号(四)に掲げる放水用設備	○・一七メガパスカル以上	八十リットル毎分以上	七メートル以上	八十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百三十パーセントを超えないこと	

(四) ノズルに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないこと。

(五) ノズルに最高使用圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

第十三 表示

表示は、次に定めるところによる。

一 放水用設備には、次に掲げる事項を当該放水用設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (一) 製造者名又は商標
- (二) 製造年

二 簡易操作型放水用設備には、前号のほか、次に掲げる事項を当該簡易操作型放水用設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示するとともに、当該簡易操作型放水用設備の性能、点検方法及び注意事項を記載した説明書を備え付けること。

- (一) 操作手順を示す絵表示
- (二) 一人で放水操作が可能である旨
- (三) 天井に設置するものである場合にはその旨
- (四) 最高使用圧力
- (五) 設計圧力損失値(消防用ホースを消防用ホース収納部から延長して放水した場合における圧力損失の最大値をいう。)

三 天井に設置する簡易操作型放水用設備の降下装置には、降下装置である旨を、当該降下装置又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

四 消火栓弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (一) 製造者名又は商標
- (二) 製造年
- (三) 型式番号
- (四) 呼称
- (五) 屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓にあっては、最高使用圧力
- (六) 開閉弁の開閉方向

五 ノズルには、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (一) 製造者名又は商標
- (二) 製造年
- (三) 呼称
- (四) 簡易操作型放水用設備に用いるものにあっては、次の事項
イ 型式記号
ロ 開閉位置又は開閉方向
ハ 棒状及び噴霧状の放水の切替えができるものにあっては、棒状及び噴霧状の放水の切替え位置

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。
- 2 平成二十六年三月三十一日までの間は、第四第一号中「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。)第七条に規定する差込式差し口」とあるのは「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号。以下「差込式結合金具省令」という。)第五条に規定する差し口」と、「同令第九条に規定するねじ式差し口」とあるのは「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号。以下「ねじ式結合金具省令」という。)第五条に規定する差し口」と、第十一第三号(二)中「消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)第十二条」とあるのは「消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和四十三年自治省令第二十七号)第十三条」と、「同令第二十四条」とあるのは「同令第四十一条」と、「同令第四十二条」とあるのは「同令第三十条」と、第十二第一号中「結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口」とあるのは「差込式結合金具規格省令第六条に規定する受け口」と、「同令第十条に規定するねじ式受け口」とあるのは「ねじ式結合金具省令第六条に規定する受け口」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具のうち、改正後の屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準第三、第四(第四第二号の規定を除く。)、第十一、第十二及び第十三(第十三第四号の規定を除く。)の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年四月一四日消防庁告示第二〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月一六日消防庁告示第二六号)

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。